

第六條

此の代議委員会必要と認めたる時は臨時大會を開催することを得
代議委員会本部長及び代議委員を以て組織し本会の決議機関とし毎月一回定期
開催するものとす

第七條

執行委員会は本部長委員を以て組織せし本会の執行機関とし、常任執行委員会
はその常任機関とす

第八條

執行委員会は少敷に左の専門部会を設くる事を得
組織、争議、財政、政治、教育、出版、社会、青年、婦人

第九條

代議委員会決議により地方事務局を組織することを得
第三章 役員

第十一條

本部に在の役員を置く
一、 会長 一名 二、 理事 一名 三、 常任執行委員 若干名
四、 執行委員 若干名 五、 代議委員 若干名 六、 統制委員 若干名

第九條

を保留

第十一條

統制委員会は本会の秩序統制維持の機関とす
会長は本会を統轄し代議委員会及び執行委員会を指導し、理事は会長を輔佐
し会務の執行に任じ、執行委員は本会事務を分担執行するものとす。大会に於て
選挙するものとす。但し、執行委員は大会より次期大会に至る期間に於ては代
議委員会に小任免するものとす

第十二條

常任執行委員は代議委員会、承認を経了会長に小任免す

第十三條

会長は代議委員会を統轄し、承認を経了会長に小任免す
代議委員は承認を経了後、所属部会若くは部長を以て任じ、毎年一回大會
前手廻開中に承認を経了執行するものとす

第十四條

執行委員は大會に於て選挙し、本会統制は當りものとす

第十五條

第四章 総會員及組合
本組合員は本会及本会加盟団体主義綱領に基き、下記の条項を遵守し併して入会